

◆短 報

著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム

弁護士

大 島 義 則

OSHIMA Yoshinori

I シンポジウム開催

平成30年4月6日、政府がISPに対して、「一時的な緊急避難」として海賊版サイトへのアクセスを遮断する「サイトブロッキング」の要請を検討しているとの報道がなされたため、同月11日、一般財団法人情報法制研究所（JILIS）情報通信法制研究タスクフォースは「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言」を行った。しかしながら、同月13日、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議は、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」を決定した（以下「政府決定」という。）。政府決定では、3つの海賊版サイトを名指ししながら、著作権ブロッキングについて緊急避難の要件を満たす場合には違法性が阻却される、との考え方が示された。こうした状況の中、同月22日、JILISは「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム」（以下「シンポ」という。）を開催した。筆者はシンポに参加したため、その内容を簡潔にご報告したい。なお、文字数の関係上、参加者の全発言を取り上げることはできないため、より詳細な内容については大島義則『『著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム』参加レポート』NBL1122号84頁（2018）を参照していただきたい。

II シンポの内容

1 開催挨拶・来賓挨拶

まず、鈴木正朝教授（情報法制研究所理事長、情報法制学会編集委員）による開催挨拶及び村井純教授（慶應義塾大学環境情報学部教授）による来賓挨拶があった。

2 山本一郎氏の講演

その後、山本一郎氏から、著作権侵害サイトの被害実態と対策の現状に関する報告があった。山本氏は、P2P系、ホスティング系、リーチサイト系の海賊版サイトのうち後二者の系統が増えている現状を説明し、政府に名指しされたサイトの収益源はいずれも広告であることを指摘して、広告対策の重要性を説いた。

3 JILIS 緊急提言の解説

次に、曾我部真裕教授（京都大学大学院法学研究科教授、情報法制学会編集委員）は、著作権保護が不必要ということではなくブロッキングの是非や立法なしでブロッキングを行うことの是非を問題にしているという基本的立場を強調した上で、JILIS発表の「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言」の内容を概説した。

4 著作権侵害サイト対策立法パネルディスカッション

宍戸常寿教授（東京大学大学院法学政治学研究科教授、情報法制学会編集委員長）の司会の下で「著作権侵害サイト対策立法パネルディスカッション」が行われた。壇上パネル参加者は、曾我部真裕教授、森亮二弁護士（英知法律事務所）、上沼紫野弁護士（虎ノ門南法律事務所）、上原哲太郎教授（立命館大学情報理工学部教授、情報法制学会編集委員）、玉井克哉教授（東京大学先端科学技術研究センター教授）、丸橋透教授（ICSA 理事、明治大学法学部教授）、立石聡明氏（日本インターネットプロバイダ協会副会長・専務理事）、野口尚志氏（日本インターネットプロバイダ協会理事）、楠正憲氏（国際大学 GLOCOM 客員研究員）、壇俊光弁護士（北尻総合法律事務所）、石田慶樹氏（NGN IPoE 協議会会長、日本 DNS オペレーターズグループ代表幹事）及び村瀬拓男弁護士（用賀法律事務所）であった。

パネルの冒頭で、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会（コンテンツ分野）座長の中村伊知哉教授（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授）のビデオメッセージが流された。中村教授は政府決定について「政府がメッセージを発することが第一の目的」と位置付け、次のアクションは法運用をめぐるタスクフォースの設置と法制度の検討であり、「ここからが本番」であるとの認識を述べた。

その後、海賊版サイトと「緊急対策」についての議論が行われた。まず、宍戸教授は、①政府決定は緊急避難にあたりと明言していない、②自主的に遮断するよう「忖度」を求めているように思われる、③違法有害情報一般に対する遮断にまで拡がることの歯止めが

なくなる、④政府の下で独立性のない協議体が基準を策定しあてはめを行うことは検閲にあたる可能性がある、との問題点を指摘した。政府決定の問題点に関して、立石氏は著作権ブロッキングについて「ほとんど寝耳に水」であったと述べ、丸橋教授は著作権について児童ポルノと同様の自主的なブロッキングが可能か疑問を呈し、野口氏は通信の秘密は事業者ではなく国民の権利であることを強調した。指定発言者である亀井源太郎教授（慶應義塾大学法学部教授）からは緊急避難の法律構成に関する刑法上の問題点が指摘された。他方で、村瀬弁護士は海賊版サイトについて出版社が何もしていないとの批判に対して「そんなことは全くない」と述べ、出版社の具体的な対応状況を示した。

次に、著作権侵害サイト対策としてのブロッキングに関して、立法論を含めた議論が行われた。石田氏からはブロッキングリスト作成・更新やカスタマーサポート対応に関するプロバイダの負担について指摘がなされた。上原教授は、ブロッキングの技術的な仕組みを解説した。森弁護士は、立法の際には緊急避難における法益権衡のバランス論と同様の利益衡量が問題になることや名誉毀損・プライバシー侵害ではブロッキングの話が出てきていないことを指摘した。曾我部教授は、①ブロッキングを義務付ける場合、検閲該当性の問題及びプロバイダに対する損失補償の問題が発生し、義務付けない場合は効果がなく、他方で事実上付度を要求すれば法治国家の逸脱と同様の問題が生じること、②ブロッキングの判断を行政又は裁判所のいずれで行うかの選択肢があり、行政で行う場合には直接的に検閲が問題になるが、既存サイトの事後的ブロッキングの検閲該当性やブロッキングの判断を政府が民間に委ねる場合の検閲該当性が問題になること、③立法の際には緊急避難での議論と類似の考慮要素が働くこと、について意見を述べた。

最後に、ブロッキング以外の著作権侵害サイト対策についての議論がなされた。宍戸教授は、直接的な手法として侵害者の摘発・訴追、侵害者不明時の訴追、ドメイン差押え、CDNの利用停止、間接的な手法として資金源対策、検索エンジン対策、サイトブロッキング、フィルタリング導入の手法を示した。玉井教授は、（訴訟をする場合）海外サーバのケースでも準拠法選択や国際裁判管轄を日本としてよいと考えるが被告の特定が問題になりうることや広告提供を権利侵害の補助行為にするのであれば著作権法改正が必要になり、海外での法執行の相互性の確保をする必要もあることを述べた。壇弁護士は漫画村のようなシステムを想定した場合の各主体への法的責任追及の方法について解説した。森弁護士は検索エンジン対策の可能性に

言及し、上沼弁護士はフィルタリングによる対応可能性を指摘した。村瀬弁護士は結論が出ない抽象的な論争を可能な限り回避ないし乗り越える努力をする必要を強調したが、森弁護士は「抽象的な議論は避けがたい」とし、法制化についても自身は「一番後ろ向き」とであると述べた。最後に曾我部教授は、「司法制度の限界」があり、被告の特定問題は著作権侵害に限らない話であって、訴訟制度全体がインターネットに即しているかを検討する必要がある旨の問題提起を行った。

パネルの最後で会場参加者を交えた活発な質疑応答がなされたが、その内容についてはここでは省略をしたい。

5 閉会挨拶

丸橋氏の閉会挨拶では、今後、議論のためのフォーラムの設置方法を含めて検討していくべきことが指摘された。

III シンボ後の動向

以上のようにシンボでは様々な論点が提出されたものの、シンボ翌日の4月23日、NTTグループは「インターネット上の海賊版サイトに対するブロッキングの実施について」と題して海賊版3サイトに対してブロッキングを順次実施する旨を発表した。これに対して、同月27日、JILISは「インターネット上の海賊版サイトに対するブロッキングの実施について」に対する意見を発表した。6月3日、JILIS情報通信法制研究タスクフォースは「著作権侵害サイト対策検討における論点整理」も発表をしている。

また、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の下にインターネット上の海賊版対策に関する検討会議が設置され、著作権ブロッキングの議論が行われた。平成30年9月、同検討会議は「『インターネット上の海賊版対策に関する検討会議』第1次中間まとめ（案）」を提示したが、結局、とりまとめることができず、会議の開催自体が無期延期となる事態になった。今後の議論動向が注目される。